

《 障 害 区 分 表 》

《 実 施 種 目 一 覧 表 》

●チャレンジ (初心者) クラス

障 害 区 分		障 害 区 分 番 号
障害の種類は問わず	水泳初心者	0

【チャレンジ (初心者) クラス・午前の部】

種目番号	競 技 方 法
①	チャレンジ15m (歩行・浮具・介助 「あり」の部) ※制限時間3分
②	チャレンジ25m (歩行・浮具・介助 「あり」の部) ※制限時間5分
③	チャレンジ25m (歩行・浮具・介助 「なし」の部) ※制限時間5分
④	10分間泳 (浮具・介助 「あり」の部) ※最長の距離を25mとする。

●はばたき (初級者) クラス (25m) <自由形・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ>

障 害 区 分		障 害 区 分 番 号	
身 体 ・ 精 神 障 害 の 部	肢 体 不 自 由 (Ⅰ)	上部切断	1
		片前腕切断または、片上肢不完全	2
		片上腕切断または、片上肢完全	3
		両前腕切断または、両上肢不完全	4
		両上腕切断または、両上肢完全	5
		片前腕 および 片上腕切断	6
	下 肢	片下腿切断または、片下肢不完全	7
		片大腿切断または、片下肢完全	8
		両下腿切断または、両下肢不完全	9
	上 下 肢	両大腿切断または、両下肢完全	10
		片下腿 および 片大腿切断	11
		片上肢切断 および 片下肢切断	12
上 下 肢	片上肢不完全 および 片下肢不完全	13	
	多肢切断または、片上肢完全 および 片下肢完全	14	
	両上肢不完全 および 両下肢不完全	15	
体 幹	体幹	16	
肢 体 不 自 由 (Ⅱ)	脳原性麻痺 以外の 車椅子常用	第7頸髄まで残存	17
		第8頸髄まで残存	18
		下肢麻痺で座位バランスなし	19
		下肢麻痺で座位バランスあり	20
	脳原性 麻痺	四肢麻痺 (車いす常用) または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	21
		両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	22
		片側障害で片上肢機能全廃	23
		その他の片側障害で走不能	24
		その他走可能	25
		(Ⅳ)	浮具使用(※制限時間5分)
視 覚 障 害 者	視力0から0.01まで ※1 ※2	27	
	その他視覚障害	28	
聴 覚 障 害 者	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	29	
内 部 障 害 者	(医師の意見書の添付を要する)	30	
精 神 障 害 者		31	
知 的 障 害 の 部	知 的 障 害 者	1・2度 小学生	32
		1・2度 中学生以上	33
		3度 小学生	34
		3度 中学生以上	35
		4度 小学生	36
		4度 中学生以上	37

【はばたき (初級者) クラス・午後の部】

種目番号	競 技 方 法
⑥	25m自由形 (自分だけでガンバルの部)
⑦	25m平泳ぎ (自分だけでガンバルの部)
⑧	25m背泳ぎ (自分だけでガンバルの部)
⑨	25mバタフライ (自分だけでガンバルの部)

知的障害者 手帳判定基準比較表

東 京	千 葉	埼 玉	神 奈 川
1, 2度	Ⓐ, Aの1	Ⓐ, A	A1, A2
3度	Bの1	B	B1
4度	Bの2	C	B2

※1 視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。
視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。
※2 障害区分23は光を通さないゴーグルを着用する。

《 注 意 事 項 》

- ① 「チャレンジクラス」と「はばたきクラス」両方に参加することはできない。
- ② 「チャレンジクラス」2種目・「はばたきクラス」2種目までとする。
- ③ 申込書には必ず参考タイムを記載すること。
- ④ 「チャレンジクラス」の15m・25m (歩行・浮具・介助あり) では、泳者は歩行しても浮具を使用しても良い。
また介助者は声かけ、伴泳はしても良い。但し、泳者よりも前に進むこと、泳者に触れることをしてはならない。
- ⑤ 「チャレンジクラス」種目番号④は、制限時間10分以内で泳ぎ切れる距離を記載すること。
ただし、最長の距離を25mとする。
- ⑥ 「チャレンジクラス」、「はばたきクラス」の肢体不自由(Ⅳ)「浮具使用」では制限時間を設ける。
- ⑦ 「はばたきクラス」肢体不自由(Ⅳ)は肢体不自由児者のみとする。